

## 名桜大学研究倫理に関する規程

(平成26年1月22日制定)

### (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人名桜大学（以下「大学」という。）における人間を対象とする研究に関し必要な事項を定めることにより、当該研究において、人間の尊厳と人権が尊重され、社会の理解を得た研究の実施を確保することを目的とする。

### (対象)

第2条 この規程は、大学で行う研究分野における人間を対象とする研究を対象とする。

### (業務の統括及び責務)

第3条 学長は、大学における人間を対象とする研究の適正な実施に関する業務を統括する。

2 学長は、人間を対象とする研究に関する法令、国の指針及びこの規程（次条第1項において「関係法令等」という。）に基づき、当該研究の適正な実施に関し、管理及び監督しなければならない。

### (研究実施者の責務)

第4条 第2条の研究を実施しようとする者（以下「研究実施者」という。）は、各人の自覚に基づいた高い倫理性を保持するとともに、人間の尊厳及び人権を尊重し、関係法令等に従って研究を行わなければならない。

2 研究実施者は、被験者又は提供者から自由意思に基づく同意を受けること及び研究の対象となる者の個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

3 研究実施者は、予見し得る被験者又は提供者への危険性をできる限り排除するよう努めなければならない。

4 研究実施者は、被験者又は提供者が無条件に研究への参加を中止できることを確保し、参加しないことによる不利益が生じないようにしなければならない。

### (人間を対象とする研究倫理審査委員会)

第5条 大学に人間を対象とする研究の適正な実施のため、人間を対象とする研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる業務を行う。

(1) 人間を対象とする研究の適正な実施に関し、大学の体制及び方針等について調査、審議すること。

(2) 必要に応じて、大学における人間を対象とする研究の実施に関し、あらかじめ意見を述べること。

(3) その他人間を対象とする研究の倫理に関すること。

### (委員会の構成)

第6条 委員会は、次に掲げる委員で組織し、本学に所属しない者を複数含み、性別等の構成について配慮する。

(1) 副学長

- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 環太平洋地域文化研究所長
- (5) 第12条に規定する審査部会長
- (6) 事務局長
- (7) 学外有識者
- (8) その他学長が指名する者 若干人  
(委員長等)

第7条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員の中から指名する。

3 委員長は、委員会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会委員の任期)

第8条 第6条第7号並びに第6条第8号の委員の中で、本学に所属しない者の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(研究倫理の審査)

第9条 研究等の実施計画及びその成果の公表予定の内容については、次の各号に掲げる事項に留意し、審査を行うものとする。

- (1) 研究の対象とする個人の人権の擁護
- (2) 研究の対象となる者に理解を求め、同意を得る方法
- (3) 生じる個人への利益及び不利益並びに危険性の予測
- (4) 判断能力の乏しい対象者への対処
- (5) 教育、学術及び社会への貢献度（公表の方法も含む）
- (6) 研究計画の危険性
- (7) その他倫理的配慮

(会議)

第10条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 審査の判定は、原則として出席委員全員の合意によるものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、3分の2以上の合意をもって判定することができる。

3 審査の判定は、次の各号に掲げる表示により行う。ただし、委員が申請者のときは当該審査の判定に加わることができない。

- (1) 承認
- (2) 但書き付承認
- (3) 条件付承認
- (4) 変更の勧告
- (5) 不承認
- (6) 非該当

(審査の付託)

第11条 委員長は、定例的な案件であり、各部局で判定することが適当と認めるものについては、第12条に規定する研究倫理審査委員会において審査を行い、その結果を研究倫理審査委員会は委員長に報告する。

2 委員長は、審査案件が次の各号のいずれかに該当する場合は、案件を研究倫理審査委員会の迅速審査に付託し、報告を求めることができる。

(1) 人間を対象とする研究のうち、本学もしくは他の研究機関で倫理審査の承認を得ている研究

(2) その他委員長が迅速審査に該当すると判断した場合

3 委員長は迅速審査の結果をその審査を行った委員以外のすべての委員に報告しなければならない。

(研究倫理審査委員会)

第12条 委員会は、必要に応じ研究倫理審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置くものとする。

2 審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(研究計画書の申請)

第13条 研究実施者は、人間を対象とする研究を実施又は承認を受けた研究計画を変更する場合は、あらかじめ研究計画書を作成し、委員長に申請し、学長の承認を受けなければならない。

(承認の可否等)

第14条 学長は、第13条の申請があったときは、審査結果に基づき、当該申請の承認の可否を決定するものとする。

2 学長は、必要があると認めるときは、当該申請の内容の一部を変更して承認することができる。

3 学長は、当該申請の承認の可否について研究実施者へ通知するものとする。

(研究計画の変更又は中止、状況報告等)

第15条 研究実施者は、研究を終了（中止）したときは、学長に研究終了（中止）報告書（様式第1号その1又はその2）を提出しなければならない。

2 研究実施者は、毎年、学長に研究実施状況報告書（様式第2号その1又はその2）を提出しなければならない。

3 学長は、承認した研究計画に基づき行われている研究について、その適切性及び信頼性を確保するための調査を行わせることができる。

4 学長は、前項に規定する調査等の結果、承認した研究計画に違反して研究が行われていると認めた場合は、研究実施者に対し研究計画の変更若しくは研究の中止を命じるものとする。

(庶務)

第16条 委員会に関する庶務は、地域連携研究推進課が行う。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、委員会及び教育研究審議会の議を経て学長が行う。

附 則（平成26年1月22日）

この規程は、平成26年1月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月7日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年1月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年8月25日）

この規程は、令和3年8月25日から施行し、令和3年9月1日から適用する。

附 則（令和4年7月27日）

この規程は、令和4年7月27日から施行し、令和4年8月5日から適用する。

附 則（令和5年1月26日）

この規程は、令和5年4月1日から適用する。